

東深沢中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月
世田谷区立東深沢中学校

東深沢中学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

『いじめ』とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

※ いじめを見落とすことがないよう、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。なお、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築くことができたりした場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることである。また、多くの生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることや、被害生徒に対しては見守りを行うな

ど、徹底して守り通すことが大切である。

これらの認識のうえで、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

(1) いじめの未然防止

すべての生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、教職員が児童・生徒の多様性を認めることで、すべての生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、家庭、地域など関係者が一体となった継続的な取り組みを推進する。

また教育活動に、生徒の自己有用感をはぐくむ視点を入れ、社会性をはぐくむと同時に、他者を攻撃する可能性を限りなく「0」に近付け、誰もが安心できる学校づくりを推進する。

① 児童・生徒が自らいじめの問題について主体的に考えることができるよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、すべての生徒が安心でき、互いの人格を尊重するという経験を重ね、望ましい人間関係をつくる力をはぐくんでいく。それにより、いじめに向かわない態度・能力の育成を図るとともに、いじめが起きにくく・いじめを許さない環境づくりを率先して行う。

ア、「特別の教科 道徳」の時間の確実な確保と充実を図る。道徳教育推進リーダーを中心に、校内研修において「特別の教科 道徳」について授業構成を見直し、研修を進めることで、心に響く道徳の授業を展開する。

イ、「いじめ防止に関する取り組み」および「SNSに関するルール」についてもクラスで話し合い、各クラスで出た意見を生徒会が集約する。生徒会が集約した意見を全校生徒の前で発表することで意識を強くもたせ、「いじめを許さない」という環境づくりを進める。

ウ、セーフティ教室、ネットリテラシー醸成講座により、ネットいじめについて理解することで、いじめを生まない行動力を醸成する。

エ、「みしまの森六箇条」と「あいさつ四箇条」を重点として基本的な生活習慣の確立に向けて指導する。

※「みしまの森六箇条」

- | | | | |
|----|-----------------|----|-------------|
| ・み | … みんなであいさつ | ・し | … 時間を守ろう |
| ・ま | … 周りへの言葉遣い、思いやり | ・の | … 身の回りの整理整頓 |
| ・も | … もってこない不要物 | ・り | … りりしい服装 |

※「あいさつ四箇条」

- | | | | |
|----|-------------|----|----------------|
| ・あ | … 明るく元気に温かく | ・い | … いつでも、何度も |
| ・さ | … 先に進んで | ・つ | … 続けていこう、継続しよう |

オ、「10時-7時SNSやめよう運動」として、夜10時から朝7時までスマートフォンやパソコンなどでのSNSの使用を控えることを奨励し、SNSに影響され

- ない生活の重要性を発信していく。
- ② 心豊かな人間性をはぐくみ、いじめ、暴力のない人間関係の構築を図るため、個々の生徒理解を深め、スクールカウンセラーと連携し、教育相談の充実に努める。
- ア、スクールカウンセラーと1年生との全員面談を年に1回実施する。
- イ、年3回以上、いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ大人は生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、生徒との信頼関係を高めていくとともに、定期的なアンケート調査や全員面接の実施等によるいじめの実態等を把握するための取り組みや、学校における教育相談体制の充実を図る。また、電話やメールなどによる相談窓口等の周知などにより、生徒が『声』をあげやすい環境、雰囲気づくりに取り組み、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。

いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、背景にある事情の把握に努め、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

〔具体的な取り組み〕

- ① 学校生活アンケート（年三回）の実施
- ② 計画的な二者面談と教育相談（三者面談）の実施
- ③ 複数の教員による、きめ細やかな生徒理解の推進（HIGASHI 紛タイム）
- ④ 週1回の生活指導部会の開催による迅速な情報共有
- ⑤ スクールカウンセラーによる1年生全員との面談の実施
- ⑥ 年2回のQ-U調査実施にわたる生徒理解（②③④⑤⑥は未然防止にも適応）

(3) いじめへの早期対応

まず、いじめにつながる（いじめの芽となる）「いじり」や「からかい」を絶対に許さない。例えば、授業中などの「からかい」や人権にかかわるような発言に対しても一切許さず、生活指導部と当該学年で組織的に指導を徹底する。

いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。

特に、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに東深沢中学校いじめ防止対策委員会を開催し、当該いじめに係わる情報を報告し、学校としての組織的な対応につなげていく。また、保護者や教育委員会への連絡・相談や、状況に応じた関係機関との連携を図っていく。

(4) 家庭や地域、関係機関等との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくには、家庭や地域の方々、関係機関等と連携が重要である。このため、家庭や地域、関係機関等との適切な連携を図っていく。また、日頃から保護者との関係を大切にする。いつでも気になることを気軽に相談できる関係を築き、未然防止、早期発見、早期対応につなげていく。

(5) 警察と連携した的確な対応

警察と、児童・生徒の健全育成の観点から日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築するとともに、いじめ事案への的確に対応するために必要に応じて教育的意義や果たすべき役割等を明確にした上で警察への相談・通報を行う。

(6) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（東深沢中学校いじめ防止対策委員会）を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。またこの委員会は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー、スクールサポーター、養護教諭等で構成する。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。

また、より実効性の高い取り組みが実施されるように、本基本方針の点検、見直しを定期的に行う。

2 本校に係る重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ いじめられた児童・生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 本校又は区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している東深沢中学校いじめ防止対策委員会などを中心に、重大事態に対処する。その際、被害児童・生徒の保護者等の理解を得て、学校運営委員会やP T A役員等に、事実経過や学校の対応方針を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をし、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会を通して区長及び各教育委員にも報告される。

第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。